

22 経営第 2424 号  
平成 22 年 8 月 3 日

全国農業協同組合中央会会長 殿

農林水産省経営局長

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた女性の登用促進のための普及  
・啓発について

新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）においては、農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性について、地域社会への一層の参画を図るため、「政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する」とされたところである。

これに関し、農林水産省では、各農業協同組合及び農業委員会において、

- ① 役員又は委員（以下「役員等」という。）に女性が一人も登用されていない組織を次回の役員等の改選時において解消すること
- ② 平成 27 年 3 月までに、各組織において 2 名以上の女性役員等の選出を確実に達成すること

を具体的な目標として設定し、その達成に取り組むこととしたので、御了知いただくとともに、貴傘下各団体においても、具体的な目標を定めてその達成に向けた活動が行われるよう御協力をお願いします。

また、その取組に当たっては、

- ① 農協系統組織においては、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（事務ガイドライン）（平成 14 年 3 月 1 日付け 13 経営第 6051 号農林水産省経営局長通知）に規定する女性役員枠設置に

係る特例措置の活用

- ② 農業委員会においては、「第20回農業委員統一選挙結果を踏まえた女性の社会参画の一層の促進について」（平成21年7月13日付け21経営第1235号農林水産省経営局長通知）でとりまとめた地域ごとの登用の実態を踏まえ、特に女性が一人も登用されていない組織に対する重点的な働きかけ等、目標の実現に向けた積極的な取組をお願いします。

なお、毎年度、女性の登用状況についてフォローアップ調査を行うこととするので、その際には御協力をいただきたい。

全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえた女性の登用促進のための普及  
・啓発について

新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）においては、農業人口の過半を占め、農業や地域の活性化で重要な役割を果たしている農村女性について、地域社会への一層の参画を図るため、「政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、農業協同組合の女性役員や女性農業委員等の登用増等の目標を設定し、その実現のための普及・啓発等を実施する」とされたところである。

これに関し、農林水産省では、各農業協同組合及び農業委員会において、

- ① 役員又は委員（以下「役員等」という。）に女性が一人も登用されていない組織を次回の役員等の改選時において解消すること
- ② 平成 27 年 3 月までに、各組織において 2 名以上の女性役員等の選出を確実に達成すること

を具体的な目標として設定し、その達成に取り組むこととしたので、御了知いただくとともに、貴傘下各団体においても、具体的な目標を定めてその達成に向けた活動が行われるよう御協力をお願いします。

また、その取組に当たっては、

- ① 農協系統組織においては、「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（事務ガイドライン）（平成 14 年 3 月 1 日付け 13 経営第 6051 号農林水産省経営局長通知）に規定する女性役員枠設置に

## 係る特例措置の活用

- ② 農業委員会においては、「第20回農業委員統一選挙結果を踏まえた女性の社会参画の一層の促進について」（平成21年7月13日付け21経営第1235号農林水産省経営局長通知）でとりまとめた地域ごとの登用の実態を踏まえ、特に女性が一人も登用されていない組織に対する重点的な働きかけ等、目標の実現に向けた積極的な取組をお願いします。

なお、毎年度、女性の登用状況についてフォローアップ調査を行うこととするので、その際には御協力をいただきたい。